

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）（附則第十二条関係）

改正案	現行
<p>（新株、社債及び借入金）            第五条 会社は、新株を発行し、社債（社債等の振替に関する法律）平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（新株、社債及び借入金）            第五条 会社は、新株を発行し、社債（短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第一項に規定する短期社債を除く。第二十条第二号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p>